

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年（平成28年）

6月27日（月）

発行：税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

金融公庫の活用方法

～金融機関から見た
資金調達のポイント～

日時：2016年8月4日（木）
8:00～9:00（開場7:45～）

講師：税理士法人 SBC パートナース
税理士 衣川 匡之

対象：経営者・経理担当者

定員：5名（先着順）

参加費：1名様 3,000円（税込）
弊社顧問契約先 1,000円（税込）
※当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナース
名古屋支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース
Tel: 052-203-1112

（担当：稲垣・野々部）

Scope

国外証券移管等調書

平成26年度の税制改正によって、国境を越えて有価証券の証券口座間の移管を行った場合に調書の提出を義務付ける「国外証券移管等調書制度」が設けられた。国内の証券口座にある有価証券を国外の証券口座へ移管した場合、又は国外の証券口座にある有価証券を国内の証券口座へ移管した場合に、その国内の証券会社等から税務署へ調書が提出される。同調書は、平成27年1月1日以後に行われる移管から適用されている。

海外への送金情報を課税当局が把握 「国外送金等調書」提出枚数が急増！

パナマ文書問題で、タックスヘイブン（租税回避地）の実態の一端が明るみになっているが、日本の課税当局では、国を跨がる財産の移動や保有を把握するため、法定調書制度を年々拡充している。

現在、国外財産の把握等に活用している調書は「国外送金等調書」「国外証券移管等調書」「国外財産調書」。課税当局では、納税者から提出された確定申告書の内容と、これら調書を照らし合わせ、申告漏れの有無などを入念にチェックしている。

国外送金等調書は、国外への送金また国外から送金を受領した金額が100万円を超えた場合に、金融機関が税務署に提出する法定調書である。「送金者又は受領者の氏名・名称」「国外送金等年月日」「国外の銀行等の営業所（支店）の名称」「相手国」「本人口座の種類、口座番号」「国外送金等の金額」「送金原因」などが記入される。

調査官によると、同調書で確認するのは、例えば、日本から海外にある自分名義の預金口座へ多額の送金がある場合は、当該預金の運用益を申告しているか、国外財産調書に記載しているかなどをチェックする。将来相続が発生した場合には、当該預金が相続財産として申告されているかどうかも確認する。海外の家族名義の口座に送金している場合には、贈与税の対象とならないかも検討する。

この国外送金等調書だが、提出枚数は年々増加しており、平成25年事務年度（平成25年7月～平成26年6月）には631万枚提出された。10年でなんと2倍超となっている。

■国外送金等調書の提出枚数の推移（財務省レポートより作成）

事務年度	提出枚数	事務年度	提出枚数
平成16年度	311万枚	平成21年度	473万枚
平成17年度	321万枚	平成22年度	515万枚
平成18年度	369万枚	平成23年度	517万枚
平成19年度	391万枚	平成24年度	564万枚
平成20年度	341万枚	平成25年度	631万枚

※平成21年4月より提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

【注意】 当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。